雇入費助成対象事業所に関する申立書

令和　　年 　月　 日

岩手県知事 　様

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

代表者 （職及び氏名）

　事業復興型雇用確保助成金（雇入費）の申請、報告に当たり、下記のとおり申し立てます。

記

１　不正な行為を原因として、過去３年間に助成金等の不支給措置が執られている、または、対象産業政策の支援決定を受けた事業において不正受給を行っている事実はありません。

２　暴力団又は暴力団の構成員、暴力団の構成員である者又は密接な関係を有している者が経営・事業運営を行っている事実はありません。

３　本助成金の対象労働者には、次の事実がある場合には、その人数に相当する労働者は含まれていません。

1. 平成23年11月21日以降に、助成の対象となる事業所において労働者を事業主都合により解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇い止めした事実
2. 平成23年11月21日以降に、助成対象労働者の雇用契約期間を岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領第１項第２号で規定する期間でないものとした事実

４　雇入れに係る費用が国又は県が支給する他の補助金や融資等の支給対象となっている対象労働者は含まれていません。

５　平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した対象労働者は含まれていません。

６　再雇用者にあっては、平成23年11月21日以降に離職した者（期間の定めのある雇用契約で雇い入れられた労働者であって、あらかじめ当該契約を更新しないことが明示され、当該雇用契約の満了により離職したものを除く。）は含まれていません。

７　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第１項第２号に規定される派遣労働者は含まれていません。

８　支給認定申請においては、申請時に在籍していない労働者は含まれていません。

９　申請、報告に伴う書類の記載内容と事実との相違があることが判明した場合は、岩手県による調査等に誠実に対応します。また、助成金の支給認定や支給決定の取り消し、既に支給を受けた助成金に返還等が生じたときはこれに応じます。

以上

|  |  |
| --- | --- |
| **上記注意事項について確認し，理解しました。**  **（右の□にレ点チェックを付けてください。）** | **□** |